

令和3年度第2回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

令和3年度第2回小金井市緑地保全対策審議会会議録

- 1 開催日 令和3年12月24日（金）
- 2 時間 午後2時00分から午後3時30分まで
- 3 場所 小金井市役所第二庁舎8階801会議室
- 4 報告事項 (1) 小金井市気候非常事態宣言の発出について
(2) 小金井市立公園の民間活力の導入に向けたサウンディング型市場調査の結果について
(3) 市立公園におけるイベントの実施について
(4) 第1回みどりのこども絵画コンテストについて
(5) 特定生産緑地の指定状況について
- 5 議事 (1) 令和3年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録について
(2) 令和3年度第1回小金井市緑地保全対策審議会意見対応について
(3) 小金井市緑地保全及び緑化推進条例の一部を改正する条例（案）及び小金井市緑化に関する指導等基準（案）に対するパブリックコメント結果について
(4) 緑化保全及び緑化推進に係る規定の整備について
- 6 出席者 (1) 委員
会長 小木 曾 裕
副会長 小山 美香
委員 犀川 政稔
委員 上中 章雄
委員 柏原 君枝
委員 笠原 謙次
委員 田村 恵子
(2) 事務局
環境部長 柿崎 健一
環境政策課長 山口 晋平
環境政策課環境係長 岩佐 健一郎
環境政策課緑と公園係長 小林 勢
環境政策課緑と公園係主任 井上 英里

令和3年度第2回小金井市緑地保全対策審議会会議録

小木曾会長　それでは定例になりましたので、これより令和3年度第2回小金井市緑地保全対策審議会を開会いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染予防の観点からできる限り短い時間での会議の開催、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは最初に、事務局より本日の会議の成立についての御報告をお願いいたします。

緑と公園係長　事務局の小林と申します。

本日の出席状況について御報告させていただきます。事前に鴨下委員、尾路委員、山田委員から欠席の御連絡をいただいておりますので、本日は10名の委員のうち7名の委員に御出席いただいております。したがって、緑地保全及び緑化推進条例施行規則第11条により半数以上の出席を得ておりますので、審議会は成立していることを御報告させていただきます。

お願いいたします。

小木曾会長　それでは、ただいまより本日の案件に入りたいと思います。

まず初めに、事務局より事務連絡等あれば説明をお願いいたします。

緑と公園係長　事務局の小林です。

事務連絡と配付資料の確認をさせていただきます。

冒頭より会長からもお話があったとおり、会議の進行につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の観点から、本日の会議はおおむね1時間半から2時間以内でお願いしたいと考えております。円滑な進行に御協力をお願いいたします。

また、マスクの着用をお願いしていますことから、質疑応答等の発言の際は、御自身のお名前を先におっしゃった上で可能な限りはっきりゆっくりお話しいただきますようお願いいたします。円滑な会議の進行と会議録の作成に御協力をお願い申し上げます。

続きまして、配付資料の確認です。次第の下段に配付資料という記載がございます、資料11までの合計11点が書かれていますが、本日も机上で配付させていただいております資料が3点ございまして、1つは前

回の傍聴者より提出がありました意見提案シート。2つ目が本日の諮問事項であります緑化保全及び緑化推進に係る規定の整備について（諮問）という書類。また、資料11につきましては、事前に配付させていただきましたが、文書審査担当部署との調整によりまして修正が一部ございましたので、右上に差し替えと書かせていただいた資料を本日配布させていただきますので、よろしくお願ひします。合計14点配付させていただきますのでありますが、過不足等ございましたら事務局までお申しつけください。いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

以上になります。

小木曾会長

説明が終わりました。ただいまの説明に何か御質問等ございますか。

特になければ、資料の1、気候非常事態宣言について、お願ひします。

環境係長

環境政策課環境係長の岩佐と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

資料1の小金井市気候非常事態宣言について、少しお時間をいただきまして、説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。よろしくお願ひいたします。

お手元に資料1、小金井市気候非常事態宣言を御用意いただければと思います。

本宣言については、年明け令和4年1月1日に発出を予定しております。背景から御説明のほうを差し上げたいと思います。

まず、発出に至った背景につきましてですけれども、近年気候変動による危機は、全人類に共通の身近に迫った脅威となっており、待ったなしの対策が求められております。世界的な動向といたしましては、2015年に合意されましたパリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べまして2度より十分低く保ち、1.5度に抑える努力をするということで、世界共通の長期目標が掲げられております。

国では、この目標達成のために昨年令和2年10月6日に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すということで宣言したところでございます。

地方自治体においても脱炭素社会の実現に向けまして、2050年までに二酸化炭素排出の実質ゼロを目指すことを表明する団体が増加して

ございます。令和3年11月30日現在で全国で492団体が、二酸化炭素排出実質ゼロの表明を行っておりまして、この多摩エリア26市ありますけれども、武蔵野市、調布市、府中市など計6市がゼロカーボンシティを表明してございます。

小金井市では、令和3年3月に第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画を策定しまして、今年度から新たな目標と施策の下で温暖化対策に取り組んでいるところでございますけれども、これをもう一段強力に押し進めるために、気候が危機的な状況にあることを改めて普及啓発しまして、市民の皆様、事業者の皆様と協働して地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくことで、2050年までに二酸化炭素排出の実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を目指すことを目的として、小金井市気候非常事態宣言を発出するものでございます。

また、本市小金井らしさを表す特徴的な部分としましては、気候危機に対する意識を幼い頃から醸成しようとする環境教育の充実と、それに伴いまして市長と教育長の連名の発出も、ほかの自治体にはない小金井らしさだと考えてございます。1月1日の発出に当たって市民の方々への周知についてですが、市報1月1日号と市のホームページ、ツイッター、市の施設等で配架しますチラシ等において市民の方々にお知らせするとともに、小金井市も環境省に2050年までに二酸化炭素の排出の実質ゼロとするゼロカーボンシティを表明する予定でございます。

雑駁でございましたが、以上でございます。よろしく願いいたします。

小木曾会長 ありがとうございます。説明が終わりましたが、ただいまの説明で何か御質問等ございましたら、挙手願います。よろしいですか。

特になければ、続いて報告事項2小金井市立公園の民間活力の導入に向けたサウンディング型市場調査の結果について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

緑と公園係主任 事務局井上です。

次に報告事項2、小金井市立公園の民間活力の導入に向けたサウンディング型市場調査の結果につきまして、資料2を御用意ください。

市立公園の整備、管理及び運営につきましては、人口減少社会を迎える中で量の拡充から質の向上へと転換期間を迎えており、公園等整備基

本方針においても質の向上を基本理念、基本方針として定めているところでございます。公園の質の向上につきましては、民間ノウハウの導入が有効な方法の1つとされており、西東京市などにおいては、複数の市立公園を包括的に指定管理者制度を導入することが始まっております。また、来年度以降東村山市や府中市でも複数の市立公園をまとめた指定管理者制度の導入も公表されている状況です。

公園への指定管理者制度導入は、公園の質の向上が図られる上、財政効果も期待されるものであり、指定管理者が収益を上げやすい一定規模以上の公園が、多ければ多いほどメリットが高いと考えられます。しかしながら、本市の市立公園は半数以上が、宅地開発等による小さな提供公園であるため、単に指定管理者制度を導入するだけでは、質の向上を図れたとしても逆に財政負担が増加するおそれがあります。

このような市の現状を踏まえ、公園の質の向上を図りつつ効率的な維持管理等が可能となるアイデア、指定管理者等として事業に参加可能な条件等を広く把握するために、対象施設を市立公園全てとし、実施スケジュールのとおり事前に説明会を実施の上、サウンディング型市場調査を実施いたしました。説明会に13の事業者、サウンディングには15事業者の参加がございました。

結果の概要につきましては、複数の参加者から212か所の市立公園全てを対象とした包括的な指定管理について、前向きな意見が得られました。一方で複数のエリア等を分けた事業範囲がよいという意見も得られました。また、Park-PFIを活用した飲食店や売店等の公園利用者の利便性が向上する施設の設置についても、意欲的な意見も得られました。そのほかに事業機関、ボランティア団体との協働、地域活性化につながる提案など、様々な御意見や御提案をいただきました。

今後につきましては、いただきました御意見等を踏まえ、令和6年度の指定管理者制度の導入に向けて引き続き検討を進めてまいります。

報告2については、以上です。

小木曾会長

御説明ありがとうございます。

ただいまの説明で何か御質問等ございませんでしょうか。お願いします。

犀川委員

片仮名でサウンディングと書いてあるんですが、サウンディングとい

うのは私知らないんですが、どういう意味なんでしょう。

小木曾会長 それでは、事務局宜しくお願い致します。

緑と公園係長 事務局の小林です。

資料2の参考1のところに参考という形でサウンディング市場調査の説明を書かせていただいています。現在、事業の発案段階でございます、事業を実施する上で検討プロセスとして民間事業者のほうから、今回ですと指定管理者制度の導入やカフェとかレストラン等の設置について、意見交換により市場性があるかどうかを確認する目的で実施しました。

以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。

犀川委員 サウンディングが私分からないので、英和辞典で調べたんです、家で。そうしたら、サウンディングというのは、水の中の様子を調べるときに使う言葉で、私の使っている辞書が古いのかもしれないんですけども、今言ったような民間型の何だって、民間市場調査、民間何かそういうふうな意味が辞書にはなかったんです。大体、サウンディングというその言葉が、私これすごくよくないと思うんです。片仮名でいうと何かかっこよく聞こえるようになっている。

そうじゃなくてももうちょっと皆さんに、小金井の市民の皆さんが分かるような、できたらやっぱり日本語で書くべきだろうと私は思うんですけども。もしサウンディングと書くんだったら、これ括弧してそのスペルか何か書いてsounding。外国ではそういったふうなことをサウンディングと呼ばれていて、以後会議ではこういうふうなものをサウンディングと呼ぶことにするとかすべきだと思うんです。

小木曾会長 そのような御意見ございますが……。

犀川委員 どうでしょうか、皆さん。

柏原委員 私もそう思います。私も調べました。

ここには書いてありますけれども、実際はどうなのかと思って調べました。

犀川委員 柏原さん、これサウンディングという言葉を使うべきだと思う、使わないほうがいいと思う？

柏原委員 いやだからそうなんです、使わないで何か別な調査の方法としてわざ

わざとサウンディングという言葉を使う必要があるのかと、すごく思いましたけれども。

犀川委員 皆さんの意見を聞きたいんですけども、ここにお集まりの。市で決めているの？

緑と公園係長 事務局の小林です。

国交省のほうで官民連携の支援事業を今進めている中で使っている言葉でして、市が決めたという言葉、用語ではないので、そちらから引用させていただいたというところですよ。

犀川委員 最も悪いと思います、それは。悪いのなんか使うことないと思う。小金井が見本になって国が改めるというふうなのが正しいと思います。こんなサウンディングなんて誰も知らないじゃないですか。

小木曾会長 それは市でもほかの部署でも使っています？

緑と公園係長 そうですね、庁舎建設関係の市場調査の中でもこういった言葉を使わせていただいております。

犀川委員 人をばかにしている、これ、すごく。ちゃんと議事録に入れてください、私の考え。

小木曾会長 要はそういう御意見があったことを。

緑と公園係長 はい。

小木曾会長 よろしいですね。国のとはいえ市の中でも使っていることもあるので、参考のところの説明で一応納得していただきたいという市の意向だと思うので、取りあえず御意見あったことは、議事録にしっかりと記載してください。

緑と公園係長 はい。

小木曾会長 よろしいですか、ほかにございますか、どうぞ。

柏原委員 いいですか。サウンディングもそうなんですけれども、この市の212の公園というそれを皆さん知っているのかと。私たち実は、もうちょっと大分古くなっちゃうんですが、2007年から2012年に小金井の緑地調査の次に公園調査をしたんです。これは皆さん本当に公園を御存じなのかとすごくそれを、これを読んでまず感じました。だから、それは大きい公園というか栗山公園とか梶野公園とか三楽公園とかは、もちろん御存じなんでしょうけれども、そこら辺を本当に歩いてみんな分かっているのかというのを、今回の資料を見てつくづく思ったものです

から、そこら辺をまずどうなのかということも、調査されたほうがいいんじゃないかとちょっと思いました。

以上です。

小木曾会長　今の御意見は、今回のサウンディングされた方たちが分かっているのかということなのか、住民の人が分かっているのかということですか。どちらですか？両方ですか？

柏原委員　そうです。というか住民もだから本当に公園のことを皆さん御存じ、小金井は多いです、小さい公園も含めて。だから、以前にはその小さい公園の使い方をどうするかというようなことも話に上ったことがあったんですけども、そういうことも含めてどうなのかとすごく思いました。

小木曾会長　今の御意見に何かございますか。

緑と公園係長　事務局の小林です。

市民に対しましては、公園情報アプリPARKFULというものを使わせていただきながら、公園を知ってもらうような手段を市民の皆さんに提供したりというのをしたりですとか、市ホームページなんかでも紹介させていただいているところではあるんですけども、周知はちょっと十分ではないのかというふうにも感じているところです。

サウンディングに参加された事業者さんにつきましては、主な公園については、写真つきで事前説明会の中でも御紹介のほうをさせていただいています。意見交換する前に事業者さんも御自身で歩いたりされて市内の公園を回られた上で意見交換させていただいている事業者さんが多かった印象です。ですので、全く知らないで意見交換しているわけではないという認識でございます。

以上です。

小木曾会長　ありがとうございます。そういうお話ですけども、それでよろしいですか。

なかなかどの自治体も全てをきちんと知ってもらうというのは難しいことだと思いますが、私も集合住宅で高齢者の方がいる住棟に住んでいてある説明をしたとき、3,000戸ぐらいある団地ですと敷地は結構広いんです。住まいから遠い場所の公園には行ったことがないので分からないと言われたことがあります。同じ団地の中でもそんな感じだったので、市内の公園を全て知る方法というのは、結構歩いていくのも大変

大変ですので、市のほうも引き続き極力知ってもらおうという話でよろしいかと思えます。

どうぞ。

小山委員

よろしいですか、小山です。

今御説明いただきました、公園が指定管理の制度になじむのかなじまないのかというのは、いろいろ議論があるところだと思います。それで、令和6年度の指定管理者制度の導入に向けてこれからいろいろ話を進められていくんだと思いますけれども、特に公園の管理となると、市民がどのように使いやすい環境をつくっていくかというのが、やっぱりすごく求められるということなんだと思うんです。

それで、今回説明会の参加者が13事業者、サウンディングの参加者が15事業者ということで、ここの資料には造園、不動産、建設、サービス等の事業者の参加があったということなんですけれども、ぜひ小金井の公園なので、指定管理を担うとしたらやっぱり市内の事業者で、市内の市民の利用環境なんかをやっぱりよく分かっているような事業者が、やっぱりこういうところにはぜひ参入して、市民参加で公園を造り上げていくということが、とても重要なんだと思うんです。

犀川委員

賛成です。

小山委員

大手の事業者が引き受けて、どこにでもあるような公園になってしまったら小金井らしさというのが失われてしまうと思うので、そここのところの考え方を、市がしっかり持つべきだと思います。そうしていかないと、公園をただ管理してくれるところに任せればいいというようなことにならないように、ぜひしてほしいというふうに思います。

ボランティア団体との協働の可能性というのを確認されたというふうに書いてありますけれども、この指定管理者のやり方によっては、指定管理ということになると使用料なんかも自分で決められるようになるので、事業者が。だから、都立公園が指定管理者に任せるといったときに、もしかしたら入場料を取るようになるんじゃないかというような議論もあったんです。

そういうことを考えると、指定管理をするということは、請け負った事業者が採算も考えるということがあると、市民が使いやすい公園というのをいかに造り上げていくかという前もっての議論と、どういう事業

者に指定管理を担ってもらおうかというところをはっきり線引きしておかないと、とても使いにくい公園になってしまうというのを感じるので、そのところだけはきちんと議論を進めていただきたい。この場では要望だけしておきますけれども、ぜひそこはしっかりお願いしたいと思います。

緑と公園係長 事務局の小林です。

指定管理制度の導入に当たり、市内事業者が積極的に参加できる仕組みを構築することは必要だろうというふうに、市としても考えておきまして、ほかの自治体を見ると大手の事業者さんなどが指定管理者になられて、市内の事業者さんが下請、孫請のような形でなかなか今まで受託していた仕事が、請けられていないというような状況を確認しています。

そういう状況を極力避けるためには、市内事業者の積極的な参加が1番のポイントだろうというふうに思っています。市内事業者さんの参加が可能になるような条件というのを、今回も調査しております。市内の全ての造園事業者と意見交換させていただいているところがございますので、今いただいた御意見も踏まえて慎重に丁寧に検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

小木曾会長 犀川さん。

犀川委員 犀川ですけれども、今小山さんのお話にもう全面的に賛成します。やっぱりここは小金井市です。小金井市が中心だから、小金井市も参加してじゃなくて、小金井市の業者さんが主体になってというふうに、ほかの市はどうでもいいですけれども、小金井だけは小金井市民が主体になって考えたというふうにしていかなくちゃいけないと思います。全く賛成します。

小木曾会長 これから令和6年までに向けていろいろ内容を固めるところ、212をまとめてという案もあるし、まとめてそうじゃないかもしれない。それはこれからまた考えてということでしょうか。

緑と公園係長 はい、そのとおりです。

小木曾会長 よろしいですか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

犀川委員 もう一つ。

小木曾会長 もう一つあります？ はい、どうぞ。

犀川委員 今回のページでさっきと同じ趣旨なんですけれども、これは何ページか、2枚目、資料2の5で、2ページ目の真ん中辺りに、特定の公園の公募・設置・管理制度、以下Park-PFIというように書いてあって、ここから後ずっとPark-PFIという言葉がいくんですけれども、多分私たちこのPark-PFI、ここでは公募設置管理制度のことをPark-PFIとここに書いてありますから分かりますけれども、今後Park-PFIなんて言われても分からない。やっぱりここへこう書くにしても、というこのPFIというのは、英語だと思うんですけれども、英語の何を翻訳してPFIになったのかというのを、ここへ書いておかなきゃいけないと思うんです。PはParkだと思うんですけれども、FとIは何ですか、これ。

parkハイフンPFIとありますけれども、Pは多分parkのことだと思うんです。F、Iはこれどうなっているの、これ。公募設置管理制度というのは英語で何というんですか。

緑と公園係長 事務局の小林です。

PFIは、Private Finance Initiative。

犀川委員 優先的にプライベートのお金を使うというふうなことです、市じゃなくて。

緑と公園係長 はい。

犀川委員 それも英語で分かんないかもしれない。これPFIの後Private Finance Initiativeというのをに入れておかなくちゃいけないということなんです。

細部については説明もあったほうがいいです。

こんなPFIだけでもって今後PFIという。だってその公募設置管理制度を表していないじゃないですか、Private Finance Initiativeだったら。

優先を、プライベートの資金を優先したということの意味じゃないですか、公募設置管理制度というのとちょっと違っているんじゃないですか。

小山委員 小山です。私が説明するのは変だけれども、要するにもう建物を自分で建てて、管理してくれる人を公募するんです。要するに市が公共施設として建てるのではなく、建物を建てる場所から全部管理してやってちょうだいということを業者をお願いしちゃう、そこまで。

犀川委員　　そういうふうな日本語になっていないといけません。

小山委員　　ですよね、だからやっぱりこれ説明が要ります。

犀川委員　　これ人をだます1つの手口じゃないですか。我々だまされているんですか。これ人をだます手口の1つだこれ、本当なら。

小木曾会長　　分かりました。では、事務局のほうから。

緑と公園係長　　すみません、先ほどの説明と同様になってしまうんですけれども、こちら都市公園法に記載されている公募設置管理制度という法律の用語でして、Park-PFIという略称につきましても、国土交通省が示している略語を使わせていただいていたので、先ほどのサウンディングの市場調査と併せてもうちょっと分かりやすく説明書きをすべきだったと思っていますので、今いただいた御意見を今後生かしていければというふうに考えています。

　　以上です。

小木曾会長　　では、そのように補足していただいて、お願いします。

　　今後はこのような内容が結構出てくると思うので、同様によろしくお願いします。

柏原委員　　すみません、いいですか。

小木曾会長　　どうぞ。

柏原委員　　笠原さんたちは公園の今までいろいろ木を切ったりなさっていました。そういう人たちは、もういなくなっちゃうんですか。

　　業者に丸投げじゃないかもしれないけれども、半分くらい投げちゃうんです、管理。だから楽ですけれども、小金井の公園が小金井の公園じゃない方向へ1歩ばつと踏み出すことになります、これやると。私はその委員になっていないから、単にただお願いだけですけれども、これはまずいことです、すごくまずいことです。

小木曾会長　　今の御発言に事務局お願いいたします。

緑と公園係長　　事務局の小林です。

小木曾会長　　お願いします。

緑と公園係長　　ボランティアの方との関係につきましては、今までの市との関係性というのは基本的に変わらないと考えております。指定管理者からボランティアの方が何か新たに依頼されたりお金を払ったりとするような関係性にはならないです。現在、検討していますのは、ボランティアの方と

市をつなぐようなコーディネート役を務める人員を配置させていただいて、今まで以上にボランティアの方と市の関係性を深めるようなコーディネートをしていただくことを考えております。より市民協働を推進していきたいというふうに考えているところですので、指定管理者制度を入れたことによって悪くなるとか管理の質がよくないとか、そういったことにはなり得ないというふうに考えています。

市としては、今ある公園をもっと魅力的な場所として、市民に提供したいという目的から、今回指定管理者制度を検討しているところなので、指定管理者に全て丸投げして市は1歩引くというような姿勢ではなくて、より踏み込んで管理をしていきたいということから検討を始めていますので、そのように御理解いただければと思います。

以上です。

小木曾会長 御説明ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思いますけれども、次は市民公園におけるイベントの実施についての御説明です。それではよろしく申し上げます。

緑と公園係主任 事務局の井上です。

次に報告事項3、市立公園における花の植え替えとイベントの実施につきまして、資料3を御用意ください。

市立公園において花の植え替えイベントとブルーベリーの苗木配付を実施いたしましたので、御報告させていただきます。

まず、花の植え替えイベントは、緑の基本計画におきまして目標実現に向けた具体的な取組の1つである「みんなで取り組む」。こちらの実現のために今年度から実施公園や回数を増やし内容も充実させ実施してまいりました。身近な公園内の花壇の花の植え替えをイベントとして行うことで、より多くの人々が緑に触れ合う機会をつくり、公園に愛着を持っていただくこと、緑を大切にする機運を醸成することを目的に、市報やホームページにて事前に募集をした上で令和3年11月15日と12月5日に開催しました。

令和3年11月15日は梶野公園にて、12月の5日は栗山公園にて、それぞれの公園にて環境美化サポーターとしても活動していただいている花壇ボランティアの方々と準備を行い、事前申込みをいただいた参加

者と一緒に公園花壇の花の植え替えを実施しました。参加者は親子連れを中心に梶野公園は9人、栗山公園は27人に参加いただきました。

このようなイベントを通して子供が気軽に緑に触れることができる機会を設け、花壇ボランティア団体の活動も知ってもらう機会としていきたいと考えております。実際にこのイベントをきっかけに花壇ボランティアに登録した方や自分が植えた花を見守りに公園にまた来たいというお声もあり、これからも公園に愛着を持ってもらえるよう来年度以降も継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、ブルーベリー苗木配付につきましては、事前に市報、ホームページ等により周知した結果、約500件の応募があり、厳正な抽選により当選者100人に対して令和3年11月1日に梶野公園においてブルーベリーの苗木配付を行いました。苗木の配付場所を花壇近くにいたしまして、同じ時間帯に花壇ボランティアの花壇の手入れを実施したことで、ボランティア活動に興味を持たれる方や梶野公園に来園したことのない方から素敵な公園ですねとお声かけもいただきました。ボランティア活動の周知や同公園の魅力を伝えることができました。

報告3については、以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。ただいまの御報告について、何か御質問等ございますでしょうか、よろしいでしょうか。

では、なければ次に移ります。資料4です、第1回小金井市みどりのこども絵画コンテストについてお願いします。

緑と公園係主任 事務局井上です。

では、報告事項4、みどりのこども絵画コンテストにつきまして、資料4を御用意ください。みどりのこども絵画コンテストは、みどりの基本計画におきまして目標実現に向けた具体的な取組の1つである「みんなで取り組む」意識を、これからの緑を未来へつなぐことができるよう子供たちに緑の保全等の取組に感心を持ってもらうことを目的に、令和3年度に初めて実施いたしました。市内在住の6歳から15歳までを対象として、小金井市の緑を未来へつなごうをテーマに令和3年7月15日から9月10日まで作品を募集しました。

19人の子供たちから自由な発想で色鮮やかに美しく表現された絵の応募があり、資料4の裏面のとおり賞を決定いたしました。応募のあり

ました絵は、11月17日から21日まで開催した環境フォーラムにて展示をし、11月21日に表彰状を授与させていただきました。

絵画コンテストの実施は、緑について考えるきっかけとなるものですので、来年度以降も継続して実施していきたいと考えております。

報告は、以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。ただいまの御報告に何か御質問等ございますでしょうか。

柏原委員 すみません。

小木曾会長 お願いします。

柏原委員 1人1作品ということで、何人応募、ここにある19人の方ということですか、応募があったのは。

緑と公園係長 はい、事務局の小林です。

19人の応募がありました。

柏原委員 19人、はい、分かりました。

小木曾会長 全員が入賞していただいたということですか、だから入選です。よろしいですか。

それでは、次に行きたいと思います。資料5です、特定生産緑地の指定の状況について御説明をお願いします。

緑と公園係主任 報告事項5、特定生産緑地の指定状況につきまして、資料5を御用意ください。

生産緑地の多くが平成4年10月に指定していることから、指定から30年を経過する令和4年10月に生産緑地の買取り申出が可能となります。このような中、令和4年以降も引き続き生産緑地が保全され都市に緑が残るよう、平成29年6月に生産緑地法の一部が改正され、特定生産緑地制度が創設されました。

特定生産緑地は、土地所有者等の申請により市町村が指定をする制度で、指定された場合買取り申出が可能となる期日、都市計画決定から30年経過後が10年延長され、相続税の納税猶予、固定資産税等の軽減が引き続き受けられます。10年後は改めて土地所有者等が申請することで、繰り返し指定期限を10年延長することができます。

特定生産緑地の指定は、令和4年10月までに行い、10月以降に特定生産緑地として効力が発生します。10月を過ぎてからの特定生産緑

地の指定ができませんので、注意が必要となります。

次に、特定生産緑地に指定しない場合の生産緑地の取扱いについて御説明いたします。固定資産税につきましては、耕作を継続し農地として利用していたとしても、申出基準日以降の固定資産税は、5年間かけて宅地並み課税となります。相続税納税猶予制度につきましても、現所有者の相続税の納税猶予は継続されますが、申出基準日以降に発生した相続に関しては、次世代の方は納税猶予を受けられません。

続いて行為制限につきましては、買取り申出がいつでも可能になりますので、買取り申出を行い行為制限が解除されれば、宅地等として利用することが可能となります。

特定生産緑地指定の流れについて説明いたします。本市では、平成4年から6年にかけて生産緑地に指定した地区を、令和2年から令和4年の3年間で特定生産緑地に指定します。本年度指定を行ったのは、令和元年10月1日から令和2年9月末までに指定申請があった生産緑地になります。

続きまして、特定生産緑地移行状況について御説明いたします。平成4年から平成6年に指定した生産緑地につきまして、特定生産緑地の申請を令和3年9月末で締め切っておりますが、現在の生産緑地面積52.6ヘクタールのうち約98%が特定生産緑地の申請をしていただいております。この申請率は、近隣市の中でも非常に高い割合となっております。なお、未申請者の方には、何度もお電話等により申請漏れがないかどうかを確認させていただいております。

報告5は、以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。ただいまの御報告に御質問等ありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移ります。資料6です。これは前回の第1回の小金井市の緑地保全対策審議会の議事録です。事前にお目通しいただいていると思いますが、一応事務局の説明をお願いします。

緑と公園係主任 事務局井上です。

議事の1、資料6について御説明いたします。令和3年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録につきまして、資料6になっております。事前にメール及び紙にて送付させていただいております前回の会議録に

つきまして、まとめております。本日修正等がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。

なお、本審議会において了承を得られましたら、市ホームページにて公開を予定しております。

議事1の説明は、以上です。

小木曾会長 ありがとうございます。何か修正等ございますでしょうか、大丈夫ですか。それでは、この内容はこれで確定したいと思いますので、よろしくお願いたします。

続きまして、前回の傍聴者より意見提案シートの提出がありました。事務局の説明が分かりづらいという御意見です。前回委員の意見を踏まえまして、今回は少し丁寧に御説明いただきたいという方もいました。後ほど説明をして下さい。

緑と公園係長 御意見を踏まえて今回は分かりやすい資料、分かりやすい説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

小木曾会長 続きまして、次第の3の議事2から4です。ここは関連がございますので、一括で議題とさせていただきます。

なお、4緑化保全及び緑化推進に係る規定の整備につきましては、諮問としてお受けすることとしたいと思います。まずは事務局の方、諮問についての御説明をお願いいたします。

緑と公園係長 事務局の小林です。

本日机上に配付させていただきました緑化保全及び緑化推進に係る規定の整備についてという諮問書を御覧いただければと思いますが、緑地保全及び緑化推進条例14条第2項に基づきまして、諮問をお願いするものでございます。本日御意見を踏まえまして会長より議長のほうに対して答申をさせていただくような流れになっております。条例の改正につきましては、令和4年第1回定例会において議案の上程を予定しております。

事務局の説明は、以上になります。

小木曾会長 よろしいですか、説明が終わりました。ただいまの説明で何か御質問等ございますでしょうか。

笠原委員 笠原ですけれども。

今話している諮問されているのは、資料9の1のことですか。

まとめてということ？

緑と公園係長 全ての規定について、諮問させていただいて、今回答申をいただくような流れを予定しておりますので、これから順次説明をさせていただきますと思います。

小木曾会長 いいですか。それでは、ただいまの説明で何か御質問ありますか、ないですか。全体を通してでも構いませんが、特にないようですので、それでは、内容をお願いしていきたいと思いますが。

最初に小金井市資料9の各規定ごと順番に審議を進めたいと思いますが、けれども、まず小金井市緑地保全及び緑化推進条例の一部を改正する条例及び小金井市緑化に関する指導等基準等について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局井上です。

資料7につきまして、説明させていただきます。

資料7は、前回の審議会の御意見に対する市の考えをまとめた資料になっております。御参考に御覧いただければと思います。

小木曾会長 今回のアンダーライン部分です、資料7の。それについて皆さん御自分の意見等がきちっと反映されているかどうか再確認して下さい。

緑と公園係長 各規定ごとにこの資料7を踏まえて説明させていただくので、資料7も併せて順次御覧いただければと思います。

小木曾会長 では、次お願いします。

事務局 事務局井上です。

次に資料8、説明させていただきます。

資料8は、小金井市緑地保全及び緑化推進条例の一部を改正する条例案及び小金井市緑化に関する指導等基準案につきまして、市民参加条例に基づき11月1日から11月30日までパブリックコメントを実施した結果をまとめた資料となっております。結果としましては、本件に対する御意見は、ございませんでした。

なお、環境市民会議との定例的なお打合せの中では、敷地規模200平方メートル以上が対象の建築行為の妥当性について、効果があるのか懸念があるという御意見。また、今回の基準を設けることで市内のどれだけの割合の建築物に対して課すことができているのか分からないという御意見。ほかに相続などで敷地分割や宅地分譲される敷地規模120

平方メートルのようなものについても基準を課すことで市全体の取組となるなどの御意見をいただいております。

本市としましては、200平方メートル以上の建築行為に対して新たに緑化指導することで、10年間で約5ヘクタールの緑地を新たに創出できる試算となっており、非常に有効な施策と考えております。市内のどれだけの割合の建築物に対して課することができるかは、詳細なデータを持ち合わせていないため具体的な数値をお示しすることができませんが、指導の対象とする敷地面積を120平方メートルにするとすると、他市の事例にもないかなり厳しい指導になり、私有地にとっても強い制限を付すことになるため、他市の事例を参考に200平方メートルの建築行為を対象にしているところでございます。

次に、資料9は、条例案及び指導基準案の概要をまとめたものでございます。資料10は、条例案の条文及び新旧対象表。資料11は、指導の基準案の条文を記載した資料となっております。

ここでは、前回資料との変更点を説明いたします。

まず、条例案につきまして、資料10の2枚目、新旧対照表を御覧ください。

第6条第2項に追加した規定は、もともと小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則に規定していた条文でございまして、適用除外の規定でございます。適用除外の規定は、本来条例に規定するものであるため、本改正に伴い規定を整備するものでございます。

次に、指導基準案につきまして、資料11を御覧ください。

差し替えのほう資料11、下線部が変更箇所になりますが、第3条第1項内の建築面積を床面積に変更しております。これは、増改築につきまして建築面積ではなく床面積が50平方メートル以上のものが、建築確認申請が必要になることから、修正するものです。

説明を以上で終わります。

小木曾会長 ありがとうございます。小林さん、あれですか。説明は以上で審議ですか、それとももうちょっと詳しく説明されますか。

緑と公園係長 今ちょっと説明させていただいたのが、条例と指導基準について説明させていただいておりまして、詳しい説明として概略的に書かせていただいているのは資料9になりますので、まずパブリックコメントの意見

がないということと、あとは環境市民会議からも意見をいただいているところもあるので、そこについてまず御意見があればいただければと思いますが、いかがでしょうか。

小木曾会長 このパブリックコメントは何もなかったわけですね。

緑と公園係長 はい。

小木曾会長 今、冒頭での話は何でしょうか。

緑と公園係長 柏原さんも属している環境市民会議からのお話です。

小木曾会長 冒頭でさらっと言われたので分からなかったのですが、またもう少し説明願えますか。

緑と公園係長 まず、今対象としている面積が、200平米以上の建築行為を対象にしていますが、120平米よりぐらいの小さい規模の建築行為に対しても緑化指導をすべきだということが、環境市民団体さんからの御趣旨でございまして、市の考え方としては、120平米にしますとほぼ全ての建築行為に対して緑化指導をするようなものになりますので、他市も120平米にしているところもなかなかございませんので、かなり私有地に対して強い制限を付すことになってしまいますので、今回は200平米以上の建築行為を対象にさせていただきたいというふうに考えております。パブリックコメントにおきましても特段意見がなかったので、御理解いただければというふうに考えています。

小木曾会長 分かりました、ありがとうございます。それでは、資料9が説明されましたので、内容を諮問したいと思います。

緑と公園係長 資料9につきましても、先ほど説明したとおりではありまして、まず資料10のほうもちょっと併せて御覧いただきたいんですが、今回本来改正すべき部分というのは20条の部分でして、今まで緑化について指導助言できるという規定がなかったものですから、条例でまずは、そこを指導できるという規定を整備させていただいております。その上で緑化指導基準を制定して、詳細な指導の内容をまとめています。

6条の2項 につきましても、もともと条例規則の中にもこの都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律は、適用しないという規定はあったんですが、適用除外の条文については、規則で定めるのではなくて条例の中で定めなければならないという一定のルールがございまして、この20条の条項を追加するとともに、併せて適用除外の

規定整備をするものでございます。

条例のほうは、説明は以上になるので、まず条例のほうから何か御意見があれば伺えればと思います。

小木曾会長　　まず、その条例等、いかがでしょうか、御意見どなたか。

笠原委員　　施行規則にあったものを条例に持っていくということで、当然この施行規則から消さなきゃいけないということを同時に行われるということですね。

緑と公園係長　事務局の小林です。

そのとおりです。施行規則のほうも改正はさせていただきます。

小木曾会長　　ありがとうございます。ほかにございますか。

柏原委員　　すみません。

小木曾会長　　はい。

柏原委員　　先ほどもちょっと事務局のほうからおっしゃったんですが、環境市民会議のほうでは200平米じゃなくてもっと狭い例えば120平米ぐらいの住宅から考えていかなきゃならないんじゃないかという、だからそういう意見があるということは、要するに水と緑の小金井というのは、もう目に見えてやっぱり緑が減っているんです。それをやはりどこかでもう少し考えていかないと。

本当に大きな公園はあります、小金井には。小金井公園があるし武蔵野公園があるし、ありますけれども、何かもっと小金井市民が、緑が大切だという気持ちをもっと持てるような何かそういったことをしていかないと、何か本当に大きなもの以外はなくなっていっちゃうんじゃないかという気がします。それで環境市民会議のほうではそういう意見が出たんだと思うんです。そこら辺はどういうふうにそちらのほうはお考えになるのか。

小木曾会長　　では、事務局お願いします。

緑と公園係長　事務局の小林です。

委員おっしゃるとおり、私有地の緑はかなり減っているというところもありますので、この後説明させていただくような保存生け垣や保存樹木の指定要件を緩和させていただいた中で、緑の創出を図ればというところがまず1点と、先ほども説明させていただいたような花壇の植え替えイベントのような、緑に触れ合うなかで、子供の頃から緑の保全を

する、守るといふような意識の醸成を図るといふことも1つ必要なんだろうといふところも考えております。制度の緩和と環境教育の両面で進めていかないと、みどりを保全するといふ意識は、変わってこないだろうといふといふふうには考えています。

すぐになくなる緑を保全できるかといふと、なかなか民有地なので開発が入ってしまえばなくなってしまふといふ部分はありますけれども、そういったところで意識を少しでも改革できればといふふうには考えております。

小木曾会長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

小山委員 この条例で20条が加わったことで、これまでは事業者に対しては指導とか助言ができなかったのが、事業者に対しても小金井市はこういう条例があるので緑化をぜひ進めていただきたいといふことで、お願いができるようになるといふことですね。これができたことで、実際年間どのぐらいの事業者に指導していくといふか、助言していくといふか、緑化を進めてほしいといふことを言っていくといふような目標とかいふのを、きちんと立てたほうがいいと思ふんです。

なので、そここのところをこの条例をつくる、新しく20条を加えるといふことで事業者に対しても進めていってほしいといふことを言うための、市がどれだけのことができるのかといふのも、きちんと合わせて議会提案なんかをするときには、説明も加えたほうがいいのではないかと思ふので、そここのところを今どう、これが入ることで小金井市がどのようなことを事業者に対して行おうとしようとしているのかといふようなことがあるのかどうか、そこだけちょっと確認ができればと思ふんですけれども。

だって、ただつくるだけじゃ別に指導できるし助言もできるんだといふだけじゃ、これを入れる意味はないです。だから、実際これがあることで市がどういふことをしようとしているのかといふのが、もしあるのであれば。そこまでまだ考えていない？

小木曾会長 御意見ありがとうございます。それでは、事務局どうですか。

緑と公園係長 事務局の小林です。

宅地の建築行為ですので、目標何件とかいふのは立てづらいつい部分もあるんですが、同じような基準で緑化指導をしている武蔵野市の数値を

見ると、月に4件程度は申請が出ているというようなのを事務報告等から確認しております。

今回もパブリックコメントでホームページに出したことによって、かなり多くの事業者さんから、いつから制度が適用になるのかというお問合せをいただいております。近隣市でも三鷹市も武蔵野市も緑化指導していますので、緑化については気にされて事前に確認されているという印象を受けております。周知につきましてもホームページや東京都の建築事務所のほうにチラシを置かせていただくことを予定していますので、そういったところでの周知徹底を図った上で、指導してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

小木曾会長 よろしいですか。

小山委員 はい。

ありがとうございます。それでは、ほかにないようでしたら、次の説明に。

緑と公園係長 指導基準につきましても、多少今説明させていただいたところではありますが、基本的にパブリックコメントを付して変更している部分というのは、先ほども申し上げたとおり床面積のところのみとなっておりますが、今回差し替えによって変わっている部分というのは、3条の部分でございます。差し替え前と差し替え後のものを見ていただくと分かりやすいかとは思いますが。

差し替え前のほうが2号のほうに道路、公園、緑地、河川その他これに類する敷地における事業は、適用しないという条項ではあったんですが、緑化の条例におきましては道路、公園、緑地、河川の事業についても対象にするというところで、文書審査の担当と最終的な確認をしたうえで、今回はその2号を削除した形となっております。第3条の第2号の道路、公園、緑地、河川その他これらに類する敷地における事業は、適用除外としていましたが、適用するというようなことで修正をしております。

こちらも条例の規定が、議会において可決されませんと施行はできない手順になっていますので、3月末に議案が可決されましたら、4月1日以降に建築確認申請されるものに対して適用するような基準となって

おります。

説明は、以上になります。

小木曾会長 ありがとうございます。ただいまの御説明で何か御質問ございますか。ないようでしたら、続きをお願いします。

緑と公園係主任 事務局井上です。

では、現在議事の2から4について一括で御説明しているところですが、その中で小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則の一部を改正する規則案と小金井市生け垣造成条例金交付要綱の一部を改正する要綱案の2つについて、これから説明させていただきます。

まず、条例施行規則案につきましては、9の2ページ目を御覧ください。

前回と変更した部分は、下線を引いてございます。

前回の審議会におきましても、小山委員より保存生け垣につきまして、ツル性植物を認めるか否か整理してほしいとの御意見をいただいております。こちらは、生け垣造成と同様に0.3メートル以上の金網等のフェンスに取りついた多年性のツル性植物を認める形で整理しております。

条例施行規則において前回と変更した部分は、以上となります。

2つのうち1つ、規則の一部を改正する規則案について御説明いたしました。ここまでで何かございますでしょうか。

緑と公園係長 ちょっと補足させていただきますと。金網等のフェンスに取りついたというのは、前回の審議会の資料では入っていなかったところを、より具体的に金網等のフェンスという表現にさせていただいております。前回の審議会におきまして、コンクリートブロックについてどうすべきかというところが、一定議論になったのかというふうにも思っております。事務局としましては、コンクリートブロックはやはり強度の確認もちょっと難しいということと、倒壊したときに避難の妨害をするようになってしまう可能性があることを踏まえ、規定の中で金網等のフェンスに限定するような形で保存生け垣を認めていくということ、事務局として考えております。

小木曾会長 ありがとうございます。という御説明ですが、何か御質問ございますか。犀川委員。

犀川委員 資料9の2ページ目上のほうに間違いがあるんです。アンダーライン

引いてあって、フェンスに取りついた多年性のツル性植物とこうありますが、多年性とか1年性とか2年性というのは、タンポポとかススキとかああいう草根に対する言葉なんです、多年性は。実はこれ多年性ではなくてツル性の木本植物とか何か別なことにしないと、我々がイメージしているようなツルじゃなくて何かビンボウカツラとかああいうふうなものをイメージすることになっちゃう。だから、テイカカズラとかそれからイタビカズラなんか前に少し出ましたけれども、ああいったふうな冬越冬するもので多年性には違いないが、多年性という言葉は木本には使わない。だからツル性の木本とこういうふうにくこのところを変えないと、間違えちゃうことになります、合っていない。

小木曾会長 ヘデラとかそういうのはどうなりますか。

犀川委員 多年性という言葉在这里使ってはいけない。

越冬するのならまだいいですけども、多年性というのは、草根に対して使う言葉なんです。

緑と公園係長 事務局のほうでも確認をさせていただきまして、修正について検討させていただければと思います。御意見いただきありがとうございます。

小木曾会長 ほかにございますでしょうか。

小山委員 はい。

小木曾会長 お願いします。

小山委員 すみません、小山です。

ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、緑化部分の高さが0.3メートル以上の金網等のフェンスというのは、0.3メートルは30センチでいいんですね。30センチあればいいという形、保存生け垣として認めるにはその金網の部分が30センチあればいいと。何だっけ、この間のときもその下の縁石とか生け垣との間の分の縁石なんかで0.4メートル以下で倒壊のおそれがない遮蔽物というのがあったんですけども、その0.4メートルの遮蔽物の上に30センチの金網があるということでの理解でいいですか、これは。

緑と公園係長 この後の生け垣造成の奨励金の中でも説明させていただこうと思っていたんですけども、資料の9の4ページを御覧ください。

縁石などがあって、その上にフェンスがあるようなものをイメージして今回は改正をさせていただいているところなので、40センチ以下の

もので30センチ以上の金網があれば認めていくというようなことで、これは生け垣造成のほうと併せて同じような要件で保存生け垣も対象にしていきたいというふうに考えております。

小山委員 分かりました。

犀川委員 意見がありますけれども。

小木曾会長 どうぞ。

犀川委員 今回の金網の高さとか何とかの話ですが、やっぱりどっかに1か所でもいいから高さを道路面より何センチというふうにしておかないと、いつまでもそういった意見が出ちゃうと思うんです。ですから、道路面より30センチというのは、きっと何かブロックの低いのがあってその上に30センチというイメージなんだろうとは思っています。

だから、ブロックを含めて何もかも生け垣30センチはいかにも低過ぎますから、どっかで道路面よりという言葉をごっかに入れておくと、そこからあとの文章は、みんな道路面からの高さかと思うでしょう。それが必要じゃないかと思います。そうすると30センチという言葉はちょっとおかしいので、60センチとか何かそのくらいがいいんじゃないか。

30センチということは、植物を高木と何か低木となんかに分けるときに、低木は0.3メートル以下のものとするという定義が、どっかにあると思うんです。その0.3から来ているんだろうと思うんですけれども、ここはそれにツル性の木本ですから、道路面からというふうにして30センチだとやっぱり間違いする。だって何か花壇の縁取りみたいなやつも生け垣だと思っちゃう人がいるかもしれないので、分かりやすくするために道路面からと。特に30センチなんてふうにする場合には、何ていうかブロックを除外するとか。だから、やっぱり道路面からに統一したほうがいいか、分かりやすいんじゃないですか。

緑と公園係長 事務局の小林です。

御意見いただきましてありがとうございます。この後もまた分かりやすいように市民周知用のチラシや手引きも作っていかうと予定していますので、そういったところでもちゃんと間違いがないような形で定義させていただいて、整理させていただければと思います。

小山委員 今回の道路面から何センチというお話があったんですけれども、これの規

定の中で極端な話をすると、例えば5センチの台を造ってその上に30センチの金網のフェンスをつけてツタとかいろいろなものを絡ませたら、35センチでも大丈夫という話になると思うんです。

緑と公園係長　そうです、はい。

基本的にはブロック塀のところは、土が入っていて、そこから30センチ以上あれば認めていきたいというふうに考えていますので、5センチというなかなかブロック塀は、ないと思いますけれども。

小木曾会長　敷地境界のところに縁石みたいな5センチがあった場合とか、そこから30センチ、そういうのもあり得るかもしれない。

犀川委員　そうですけれども、やっぱり今の言った話で縁石とかブロックがなければ地面からの高さになってしまうわけです、0.3メートルという。そうすると、生け垣として0.3メートルというのは、非常におかしいんじゃないかという気がします。すぐに踏み越えられるし、生け垣の用をなさないような。地面から60センチぐらいが、ちょうどいいんじゃないでしょうか。今お配りした三鷹駅の北口の道路と歩道を隔てているツル性の木本ですけれども、こんなのがあちこち増えてくると思うんです、小金井でも。これでも多分60センチか50センチぐらいか、そのくらいだと思うんです。30センチじゃ本当にまたげますもん。

緑と公園係長　できるだけ対象を広げていきたいというところも意図としておりますので、50センチがいいのか60センチがいいのかといろいろなところで検討した中でも、他市の要件も確認しながら30センチ以上あれば認めていきたいと。できるだけ緩和した上で保全をしていただきたいという思いから改正させていただいていますので、事務局としては30センチ以上を要件としていきたいというふうには考えています。

小木曾会長　ありがとうございます。

まず幅広くやって、途中で何かこれおかしいといったらまた改正もあると思いますが、私ちょっと感じているのは、生け垣の助成にしても写真を見るとこれすばらしいというのが、あまりないです。生け垣とかそういうこれからツルものがオーケーになったときに、短くても小さくても美しく育てている人たちを、例えば奨励してあげるとか賞をあげるとか。

犀川委員　そうですね。

小木曾会長　少しそういう流れにしていかないと、敷地もどんどん小さくなるからなかなか作り方も工夫がいて、工夫しているところのアイデアみたいなもの、小金井市がやっているところもあると思うので、まず30センチということでやるのもあるかと思います。なかなか実際やってみると問合せが来たり、やっているうちにだんだん課題も出てくると思うので、極力分かりやすくした上で、問合せが多いと大変でしょうから、できるだけ幅広くやってみるといってもありかと思います。いかがでしょう。

では、ほかにありますか。どうぞ。

小山委員　すみません、この場で言っているのかということもあるんですけども、昔駅前が開発される前に駅のすぐ近くのポケットパークみたいなところに生け垣の見本が並んでいる緑地がありました。あれは今何かどこかに移設するという話をちょっと聞いたことがあるけれども、あれはどうなったんですか、分かります？　昔ありましたね、確か。あれはどうなっちゃったのか。

緑と公園係長　事務局の小林です。

現在はそのような緑地はないんですけども、そういったものがあると、市民の皆さんもこういうふうにできるんだというのが分かって、いい見本になったのかという部分もあって、設置していたと思いますので、そういうところで何か工夫して周知ができれば、もうちょっと生け垣造成が広がってくるかというふうに思うので、御意見として受け止めさせていただければと思います。

小木曾会長　ありがとうございます。そういうのがあったんですね。現にありと、具体的なものを見てこういうふうには、それでみんなやるかもしれない、やってくれるかもしれない。写真をつけるとか、そんなんでもいいかと思いますが、極力、自分の家が美しくて地域の人にも見てもらえるような生け垣だったりをつくっていただけるように少し工夫して下さい。

ほかにございますか、ないようでしたらこの辺で。次の説明をお願いします。

緑と公園係主任　では、事務局井上から説明を続けさせていただきます。

議事2から4の一括の中で最後の案の御説明となります。小金井市生け垣造成奨励金交付要綱の一部を改正する要綱案の御説明でございます。

て、資料9の4ページを御覧ください。先ほど御説明の中でもございましたが、対象となる生け垣の種類や高さにつきまして、前回の審議会においてどのような生け垣を認めていきたいのかイメージが分からないという御意見をいただいておりますので、対象となる生け垣のイメージイラストでございます。

こちら植栽する樹木の場合高さ80センチ以上で、縁石やブロック等の遮蔽物の高さが、40センチ以下を要件としています。ツル性の植物の場合、金網等のフェンスに取りついたもので、こちらも縁石やブロック等の遮蔽物の高さは、40センチメートル以下を要件としております。

先ほど説明いたしました、ブロック塀に取りついたツル性の植物の可否につきましては御意見をいただいております、市としては、ブロック塀は地震時等に倒壊のおそれや救助活動の妨げになる可能性があるため、金網等のフェンスに限定する整理をいたしております。

さらに、資料9の5ページにおいて、金網フェンス等と道路の位置関係につきましても、イラストのように整理させていただきました。道路と生け垣の間に竹垣や金網フェンスがある場合にも、奨励金の対象として御案内してまいりたいと考えております。

次に、生け垣の設置場所につきまして、資料9の6ページを御覧ください。基本的には、申請者の敷地内に設置するものは助成の対象とさせていただきたいと考えております。ただし、建築基準法上道路の中心線から水平距離2メートルの位置より外側に設置する生け垣は、奨励金の対象とはしないという考えでございます。なお、保存生け垣につきましても、同様の考え方で助成対象として市民に対し御案内してまいります。

以上で生け垣造成奨励金交付要綱案の説明を終わります。

小木曾会長 ありがとうございます。御苦勞されてこれに書いていただいたと思いますけれども、それでは皆さん、これについて御意見がありましたら、よろしくをお願いします。

緑と公園係長 今回の改正で前回と変わっているところは、道路幅を何メートルにするのかというところを、いろいろ議論があったかと思うんですが、道路幅を何メートル以上とかではなくてまず、単純に敷地内の生け垣は認めていこうと。かなり幅広く認めていこうというふうな考え方でまとめています。ただ、どうしても法律上セットバックしなきゃいけないところ

に生け垣を設置するものについては、セットバックした敷地の内側に設置していただければ、認めていきますというような形で考えております。

よく問合せが多かったのが、駐車場、道路があってその駐車場で庭との間に生け垣を設置する場合は、対象となるのかというお問合せもたくさんいただいていたところで、今まで要件を満たしていないということで認めなかったという経過もございますので、そこについても改めてこの中で整理させていただいて認めていきたいというふうに考えておりますので、これかなり幅広く生け垣造成については認めていったような形になるので、これをもって緑化の推進が図ればというふうに思っております。

かなり最近も生け垣の造成のお問合せは、週2件ぐらいいただいているところもあるので、この緩和によって造成ができる人が広がっていけばいいというふうに考えていますので、このような形で提案させていただいております。

小木曾会長 ありがとうございます。ただいまの御説明ですが、どうでしょう、皆さん。

週2件は結構多いような気がします。

笠原さん、お願いします。

笠原委員 笠原ですけれども。今の5ページの金網フェンス等と道路の位置関係で位置のところの件なんですけれども、これは金網フェンスの道路側に生け垣を造っているわけなんですけれども、木を植えて生け垣状にしていると思うんですけれども、この場合だと大きくなってくると道路のほうにどうしても出てきます。それはちょっと注意が必要なんじゃないかという気がします。あまり大きくならないような木だったらいいんですけれども。

小木曾会長 どうですか、基本的にこういうこともあり得るという感じで書いたらどうかと。

笠原委員 間隔がある程度あればいいと思うんですけれども、住民の方がそういう注意をして手入れをしていただければ、特に問題はないと思いますけれども。

小木曾会長 図の書き方としてあれかもしれない。境界があって木があって、木の枝が越境するように書いていると調子が悪いからちょっと内側に入れて、

それでフェンスがあって敷地がある。ちょっと住宅だけがちっちゃいですけれども、それで行けるかな。

小山委員　　ちょっとよろしいですか。小山です。

小木曾会長　　小山さん、お願いします。

小山委員　　今のおっしゃったことでいうと、5ページの2の(1)とそれから6ページのほうの生け垣の設置場所のところで、2メートルセットバックして中に入っていないとそれは認めないというところでは、これは根っこというか木の幹がそこに、セットバックされた2メートルの位置よりも中に入っていれば、極端な話さっき言われたような葉っぱが、枝が出ていてもいいのかどうなのかというその辺の見極めというのは、今基準としてどう考えていらっしゃるのかという。これバツにするのかマルにするのかの基準というんですか。

小木曾会長　　確かにあり得ます、どうでしょう。

緑と公園係長　　事務局の小林です。

基本的に道路の境界の上空を越えるような樹木は、適切に管理して刈り込んでくださいという指導をしているところもあるので、できる限り植えるときは越境しなくても、越境してくる可能性はあるので、できる限り越境しないような、成長も見込んだところに植えていただくのが望ましいというふうに考えています。事前に立会いをした際にも職員が直接御案内させていただければというふうに考えております。

小木曾会長　　特に公道の場合は、微妙だから。最初にいいと言ったじゃないかとか言われちゃうとまずいから、ちゃんと説明してここの境界は出ちゃいけない、境界じゃなくてここの範囲から出ちゃいけないように植えて管理してくださいとはっきり言うんでしょう。ありがとうございます。

犀川委員　　似た話ですけれども、前回のこの会議で、片側駐車場できれいにおもてなし、エレガントシマは、該当しないとなったんですけれども、やっぱり今度新たに該当する、今度は大丈夫だとか何かそういったふうなことを、その人だけで多分いいんですけれども、知らせてくれると。

小木曾会長　　この間ちょっとそういう要件で駄目な人については、これ条例が改正されたときに、お伝えしてあげるといいかもしれないです。

ここまで幅広に実際されているところは、なかなか私は見かけないと思います。これも1つのいい目玉になると思うんです。最近生け垣をあ

まりやらずにフェンスとかいろいろなもので囲ってしまう人も結構多いので、こうでもして増やしていくのは良いことだと思います。維持管理のことを考えてみなさん生垣を行わずにいる方も多いと思いますが、小金井がこれを実行するというのは、本当に良いと思います。

ほかにございますか、大丈夫ですか。一応議事は、全て終わったことになるのか。

全体を通してでも構いませんが、特に何かございますか。大丈夫ですか、特にないようでしたら、本日の議事は全て終了いたしました。事務局で何かございましたら、お願いいたします。

緑と公園係長 事務局の小林です。

本日は様々な御意見いただきまして、ありがとうございます。今回の緑化の規定の改正によりまして、今後一層緑化の推進に力を入れてやりたいというふうに考えておりますので、今後も御協力のほうをお願い申し上げます。今年度はこれで2回終わりましたので終了となりますが、来年度の審議会は、例年どおり来年の8月頃を予定しておりますので、あらかじめ開催日を決めさせていただきまして事前に日程、場所等をメール等でお知らせしたいと思っておりますので、どうぞ御確認いただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

小木曾会長 本日はこれをもって令和3年度第2回小金井市緑地保全対策審議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

— 了 —